

令和6年3月29日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高 井 康 之
(公印省略)

令和6年度介護報酬改定を踏まえた科学的介護情報システム（LIFE）の対応について

平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本医師会より通知がありました。本通知は、令和6年度版 LIFE システム（以下、「新 LIFE システム」という。）の稼働が開始されることをお知らせするものです。

新 LIFE システムのリリーススケジュールですが、本年4月22日に一部稼働を開始し（7月31日までは利用者情報及び ADL 維持等情報に限り登録可能）、8月1日から本格稼働（令和6年度改定対応の様式情報の登録可能）となります。一方、現行 LIFE システムについては、本年4月11日以降は、これまでに入力されたデータの参照のみ可能（様式情報の提出は不可）となり、8月1日にサービス終了となります。

新 LIFE システムの利用登録は、本年4月22日9時以降、新 LIFE システムの URL から登録可能となります。新 LIFE システムの URL は、現行 LIFE システムのお知らせ画面（<https://life.mhlw.go.jp/login>）上に、4月中旬頃に掲載されます。また、新 LIFE システムに係る操作のマニュアルについては、3月26日頃に公開予定となっております。なお、新 LIFE システムの利用登録と移行作業に当たっては、国民健康保険団体連合会で提供する電子請求受付システム（介護）の ID・パスワード及び電子請求受付システム（介護）上でセキュリティ用メールアドレスの設定が必要になるとのことです。詳細については、添付資料をご参照ください。

LIFE 入力ができない期間の LIFE 関連加算の算定の取扱い及びデータ提出期限については、本年4月11日から7月31日までは、利用者情報及び ADL 維持等情報以外のデータの提出を行うことができないことから、本年4月～8月に LIFE 関連加算の算定を行う場合、本年8月1日から10月10日の「遡り入力期間」に算定する加算の様式情報を提出いただくことで、当該加算は算定可能となります。ただし、提出すべき情報を原則として本年10月10日までに提出していない場合、算定した当該加算については、遡って過誤請求を行わなければならないとのこととです。

令和6年度介護報酬改定後の LIFE 登録様式については、本年8月1日の新 LIFE システムの稼働後に、システム上に反映され、登録が可能になります。また、新 LIFE システムの稼働後には、改定前の LIFE 登録様式を用いた登録はできなくなります。そのため、改定が6月施行のサービス（訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、予防訪問リハビリテーション、予防通所リハビリテーション）については、本年4～5月サービス提供分の提出情報に限り、令和3年度改定に対応した様式情報と共通する部分を把握できる範囲で提出することも可能（令和6年度介護報酬改定に関する Q&A（vol. 1）（令和6年3月15日）問 174 を参照。）とされております。

その他、新 LIFE システム利用に際しての注意事項について、添付資料に示されておりますのでご参照ください。

ついては、貴会におかれましても本件をご了知の上、会員医療機関へご周知賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

○介護保険最新情報 vol. 1227

令和6年度介護報酬改定を踏まえた科学的介護情報システム（LIFE）の対応について
(令 6.3.15 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737